

第2回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和2年3月9日(月) 18時00分

場所：災害対策本部室

議 題

1. 現状の報告及び今後の対応について
2. その他

新型コロナウイルス感染症対策本部・本部員名簿

本部長	知事	荒井 正吾
副本部長	副知事	村井 浩
副本部長	副知事	村田 崇
本部員	危機管理監	杉中 泰則
本部員	総務部長	末光 大毅
本部員	知事公室長	枘井 和也
本部員	地域振興部長	山下 保典
本部員	南部東部振興監	前阪 祥弘
本部員	観光局長	折原 英人
本部員	福祉医療部長	西川 浩至
本部員	医療・介護保険局長	石井 裕章
本部員	医療政策局長	鶴田 真也
本部員	こども・女性局長	橋本 安弘
本部員	くらし創造部長	枘田 斉志
本部員	産業・雇用振興部長	中川 裕介
本部員	農林部長	杉山 孝
本部員	県土マネジメント部長	山田 哲也
本部員	まちづくり推進局長	増田 哲司
本部員	会計局長	上田 博文
本部員	水道局長	青山 幸嗣
本部員	教育委員会 教育長	吉田 育弘
本部員	警察本部長	大橋 一夫

報道資料

令和2年3月6日(金)

福祉医療部医療政策局 疾病対策課

担当:根津・井久保

電話:0742-27-8612(ダイヤルイン)

内線:3130,3133

総務部知事公室 防災統括室

担当:中西・北畑

電話:0742-27-7006(ダイヤルイン)

内線:2270,2302

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

本日、奈良県において2例目の「確定患者」が確認されました。患者は、大阪市内のライブハウスの参加者で、県保健研究センターで検査した結果、新型コロナウイルス陽性であることが判明しました。

また、クルーズ船の乗客のうち2名が、下船後の健康観察が終了する際の確認検査で陽性であり、「無症状病原体保有者」と判明しました。

1)患者概要等

詳細については、奈良市報道資料のとおりです。

2)健康観察中のクルーズ船の乗客について

下船日	居住地	健康観察結果(終了日)	検査等
2月19日	奈良市保健所管内 6名	症状なし(3月4日)	5名陰性、1名陽性
	郡山保健所管内 3名	症状なし(3月4日)	2名陰性、1名検査中
2月20日	奈良市保健所管内 1名	症状なし(3月5日)	調整中
2月21日	奈良市保健所管内 2名	症状なし(3月6日)	1名陽性、1名陰性

3)県の対応

- 新型コロナウイルス感染症については、県のホームページに最新情報を掲載しています。
- 新型コロナウイルス感染症を疑う要件に該当される方への対応として、「帰国者・接触者相談センター」を設置しています。

3月6日(金)から3月9日(月)まで臨時的に24時間相談を受け付けます

電話番号 0742-27-1132

4)県の状況

- 「帰国者・接触者相談センター」への相談件数
・2月5日～3月5日の累計:702件

県民の皆様へ

- 県民の皆様におかれましては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- 咳や発熱など体調がすぐれないときは、症状を悪化させないために、また人にうつさないために、無理せず休むようにしましょう。
- 次のような方は、「帰国者・接触者相談センター」に電話相談してください。
 - ・流行地(中華人民共和国湖北省・浙江省、大韓民国大邱広域市・慶尚北道青道郡)とのつながりがある方
 - ・職場や旅行先等の状況で、新型コロナウイルス感染の不安がある方
 - ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている、強いだるさや息苦しさがある方で、まだ医療機関を受診していない方(高齢の方や基礎疾患のある方、妊婦の方は、前記が2日程度続く場合)
- 発熱等の風邪症状がある方は、まずはかかりつけ医やお近くの医療機関に電話相談してください。受診にあたっては、医療機関の指示に従い、マスクを着用するなどして受診してください。また、受診の際は、流行地に滞在歴があることまたは流行地に滞在歴がある方と接触したことを事前に申し出てください。

【新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために】

- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。
- ・風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、イベントを開催する方々は、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、風通しの悪い空間をなるべく作らない、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど、イベントの実施方法を工夫してください。
- ・多くの方が集まるイベントや行事等に参加される場合は、お一人お一人が咳エチケットやこまめな手洗いなどの実施を心がけてください。

その他

今後とも、迅速で正確な情報提供に情報提供につとめますが、感染症法第16条第2項による個人情報保護の観点から、患者及びご家族等の個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。また、施設等への取材はご遠慮いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

本日、大阪市内のライブハウス（2月19日 ソープ・オペラ・クラシックス・ウメダ）に滞在していた患者を検査したところ、新型コロナウイルスが陽性であることが確認されましたので、お知らせします。

患者の概要

年齢：60歳代

性別：男性

居住地：奈良市

症状・経過

3月3日 下痢症状あり。

4日 下痢症状、のどの違和感あり。

5日 帰国者・接触者相談センターに相談。行政検査を実施。

6日 検査結果、陽性を確認。県内感染症指定医療機関に入院。

症状出現後の行動歴

3月3日～4日 公共交通機関（JR、大阪メトロ）を利用して通勤。

5日 自宅療養。

6日 県内感染症指定医療機関に入院。

※通勤時には、マスクを着用しておられ呼吸器症状もありませんでした。

対応

- 患者の濃厚接触者は現在調査中です。
- 把握できている濃厚接触者には、現在のところ症状はありません。
- 皆様には、手洗いや咳エチケットの励行、人混みを避けるなどの感染対策をお願いいたします。（ホームページに最新情報を掲載）

報道資料 2

令和2年3月6日(金)
奈良市健康医療部保健所
保健予防課 奥村 永松
電話：0742-93-8397

新型コロナウイルス感染症の陽性者の発生について

本日、クルーズ船（ダイヤモンドプリンセス号）を下船し、健康観察中の方を検査したところ新型コロナウイルス陽性であることが確認されましたのでお知らせします。下船後2週間の健康観察期間の終了にあたり、検査を実施したものです。

概要

1 例目

年 齢：70歳代
性 別：女性
居住地：奈良市
経過

2月19日下船。

2月23日から3月4日まで健康観察フォローアップを実施。

健康観察期間中、症状なし。

2 例目

年 齢：60歳代
性 別：男性
居住地：奈良市
経過

2月21日下船。

2月24日から3月6日まで健康観察フォローアップを実施。

健康観察期間中、症状なし。

これら2名の方については、健康観察期間中は自宅待機されており、周囲への感染の恐れはありません。

今後の対応といたしましては、厚生労働省と協議しております。

報道資料

令和2年3月9日(月)

福祉医療部 医療政策局 疾病対策課 担当:根津・井久保

電話:0742-27-8612(ダイヤルイン)

内線:3130, 3133

総務部知事公室 防災統括室 担当:中西・北畑

電話:0742-27-7006(ダイヤルイン)

内線 2270, 2302

奈良市健康医療部保健所 保健予防課 担当:奥村・永松

電話:0742-93-8397(ダイヤルイン)

新型コロナウイルス感染症患者の発生及び注意喚起について

奈良県において3例目の患者と無症状病原体保有者の発生、および、大阪府内42例目の勤務先が県内にあることが確認されました。いずれも、大阪市内のライブハウスに関連する事案です。現在、濃厚接触者の把握を含めた積極的な疫学調査を確実に行ってまいります。

また、奈良市の患者(奈良県2例目)の濃厚接触者の状況についてお知らせします。

1)奈良県の患者等の概要

① 30代男性(郡山保健所管内居住)

症状・経緯等 :

2月24日 ソープ・オペラ・クラッシクス・ウメダで陽性患者2名と接触

2月26日 ソープ・オペラ・クラッシクス・ウメダで陽性患者2名と接触

全身倦怠感と発熱(38.4℃)が出現。

2月27日に解熱するも、数日間倦怠感持続。

3月6日 帰国者・接触者相談センターに相談。

3月8日 保健所より接触者外来の受診調整、行政検査にて陽性を確認。

患者の病状等 : 県内感染症指定医療機関に入院中(軽症)。

症状出現後の行動歴 : 2月26日~3月6日 自家用車を利用して通勤。

②10歳未満女性(①の濃厚接触者):無症状病原体保有者

2)大阪府の患者概要(大阪府の報道発表資料を参照 : 府内42例目)

勤務先 : 郡山保健所管内の事業所

症状出現後の県内での行動歴 : 現在調査中。

3) 奈良県2例目患者(奈良市)の濃厚接触者の状況

	人数	症状等
家族	2人	両名とも検査陰性(3月6日)、症状なし(健康観察中)
勤務先等	調査中	大阪市が調査中

4) クルーズ船の乗客について

無症状病原体保有者	検査結果	濃厚接触者
70代女性(奈良市保健所管内)	陰性(3月8日)	なし
60代男性(奈良市保健所管内)	陰性(3月8日)	1名(健康観察中)

5) クルーズ船から搬送された方について

○ 全員退院済み。

6) 県の対応

- 新型コロナウイルス感染症については、県のホームページに最新情報を掲載しています。
- 新型コロナウイルス感染症を疑う要件に該当される方への対応として、「帰国者・接触者相談センター」を設置しています。

■ 帰国者・接触者相談センター

相談窓口	電話番号	FAX 番号	対応時間
奈良県庁	0742-27-1132	0742-22-5510	平日 8:30~21:00 土・日・祝 10:00~16:00

県民の皆様へ

- 県民の皆様におかれましては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- 咳や発熱など体調がすぐれないときは、症状を悪化させないために、また人にうつさないために、無理せず休むようにしましょう。
- 次のような方は、「帰国者・接触者相談センター」に電話相談してください。
 - ・流行地(中華人民共和国湖北省・浙江省、大韓民国大邱広域市・慶尚北道青道郡)とのつながりがある方
 - ・職場や旅行先等の状況で、新型コロナウイルス感染の不安がある方
 - ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている、強いだるさや息苦しさがある方で、まだ医療機関を受診していない方(高齢の方や基礎疾患のある方、妊婦の方は、前記が2日程度続く場合)
- 発熱等の風邪症状がある方は、まずはかかりつけ医やお近くの医療機関に電話相談してください。受診にあたっては、医療機関の指示に従い、マスクを着用するなどして受診してください。また、受診の際は、流行地に滞在歴があることまたは流行地に滞在歴がある方と接触したことを事前に申し出てください。

【新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために】

- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。
- ・風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、イベントを開催する方々は、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、風通しの悪い空間をなるべく作らない、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど、イベントの実施方法を工夫してください。
- ・多くの方が集まるイベントや行事等に参加される場合は、お一人お一人が咳エチケットやこまめな手洗いなどの実施を心がけてください。

その他

今後とも、迅速で正確な情報提供に情報提供につとめますが、感染症法第16条第2項による個人情報保護の観点から、患者及びご家族等の個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。また、施設等への取材はご遠慮いただきますようお願いいたします。

報道発表資料

[ホーム](#) > [報道発表資料](#) > [詳細](#)

新型コロナウイルス感染症患者(42例目から55例目)の発生について

健康医療部 保健医療室医療対策
課 感染症グループ
代表連絡先
ダイヤルイン番号:06-6944-9157
メールアドレス: irvotaisaku-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

提供日	2020年3月8日
提供時間	21時0分
内容	<p>※添付資料「別紙」の一部を訂正しましたので、令和2年3月8日(日曜日)23時20分に訂正の報道提供をしています。なお、本内容は訂正版を掲載しています。</p> <p>本日(3月8日)、大阪府において、14名(府内42例目から55例目)の新型コロナウイルス感染症の感染が確認されましたので、別紙のとおり、お知らせします。本件について、濃厚接触者の把握を含めた積極的な疫学調査を確実に行ってまいります。</p> <p>また、クラスター対策班と連携して対応してまいります。</p> <p>【府民の皆様へ】 引き続き、咳エチケットや手洗いの徹底などの通常の感染症対策に努めていただくようお願いいたします。</p> <p>なお、大阪府では、府民からの健康相談に応えるため、専用の府民相談窓口を設置しています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症に感染が疑われる方を対象に、府内各保健所に、新型コロナ受診相談センター(帰国者・接触者相談センター)を設置しています。</p> <p>詳しくは、関連ホームページをご参照ください。</p> <p>【報道機関様の皆様へ】 報道機関各位におかれましては、感染症法の趣旨に則り、個人情報保護の観点から患者やその家族・関係者等が特定されないよう、また、混乱を避けるため医療機関への取材や、施設に対する風評被害がないよう特段のご配慮をお願いします。</p>
関連ホームページ	大阪府新型コロナウイルス感染症について
添付資料	別紙 (Wordファイル、33KB)
	別紙 (Pdfファイル、106KB)
資料提供ID	37659

[報道発表資料のトップへ](#)[ページの先頭へ](#)

番号	年代	性別	居住地	症状	発症日	備考
42	50代	男性	大阪府 (大阪市)	発熱 咳	2/23	3/6(金) ・新型コロナ受診相談センターに相談 ・府内医療機関(帰国者・接触者 外来)を受診 3/8(日) ・PCR検査を実施し、検査陽性が判明 ※2/19にライブハウス(Soap opera classics - Umeda)に客として滞在 ※3/4まで出勤(会社員。勤務先調査中) ※現時点で、家族構成、詳細な行動歴は不明
43	50代	女性	大阪府 (大阪市)	咳 倦怠感 肺炎	2/29	3/6(金) ・新型コロナ受診相談センターに相談 ・府内医療機関(帰国者・接触者 外来)を受診 3/8(日) ・PCR検査を実施し、検査陽性が判明 ※同居家族は、本人含めて5人(夫、子3人) ※現時点で詳細な行動歴は不明
44	60代	男性	大阪府 (大阪市)	発熱 鼻汁	2/25	3/6(金) ・新型コロナ受診相談センターに相談 ・府内医療機関(帰国者・接触者 外来)を受診 3/8(日) ・PCR検査を実施し、検査陽性が判明 ※19、52例目の濃厚接触者(同居家族) ※現時点で、詳細な行動歴は不明
45	40代	女性	大阪府 (大阪市)	無症状	—	3/5(木) ・新型コロナ受診相談センターに相談 3/8(日) ・PCR検査を実施し、検査陽性が判明 ※2/19にライブハウス(Soap opera classics - Umeda)に客として滞在 ※現時点で、詳細な行動歴は不明 ※同居家族なし ※勤務先は金融機関

46	20代	女性	大阪府 (豊中市)	咳 咽頭痛 鼻汁	2/25	2/25(火) ・府内医療機関 A を受診 ※以降、2/29、3/3 再診 3/6(金) ・府内医療機関 B (帰国者・接触者 外来) を受診 3/8(日) ・PCR 検査を実施し、検査陽性が判明 ※2/19 にライブハウス (Soap opera classics - Umeda) に関係者として 14 時以降 22 時まで滞 在 ※同居家族なし ※現時点で、詳細な行動歴は不明
47	20代	女性	大阪府 (大阪市)	鼻汁 咳	不明	3/5(木) ・新型コロナ受診相談センターに相談 3/8(日) ・PCR 検査を実施し、検査陽性が判明 ※2/19 にライブハウス (Soap opera classics - Umeda) に関係者として 14 時以降 22 時まで滞 在 ※同居家族なし ※現時点で、詳細な行動歴は不明
48	20代	女性	大阪府 (大阪市)	咳	2/20	3/5(木) ・新型コロナ受診相談センターに相談 3/6(金) ・府内医療機関 (帰国者・接触者 外来) を受診 3/8(日) ・PCR 検査を実施し、検査陽性が判明 ※2/19 にライブハウス (Soap opera classics - Umeda) に客として滞在 ※大阪市内の認可保育所勤務(勤務状況は調査中) ※現時点で、家族構成、詳細な行動歴は不明
49	40代	女性	大阪府 (大阪市)	無症状	—	3/5(木) ・新型コロナ受診相談センターに相談 3/8(日) ・PCR 検査を実施し、検査陽性が判明 ※2/23 にライブハウス (Soap opera classics - Umeda) に客として滞在 ※現時点で、家族構成、詳細な行動歴は不明

50	40代	女性	大阪府 (大阪市)	咳 発熱	3/1	<p>3/5(木) ・新型コロナ受診相談センターに相談</p> <p>3/6(金) ・府内医療機関(帰国者・接触者外来)を受診</p> <p>3/8(日) ・PCR検査を実施し、検査陽性が判明</p> <p>※2/19にライブハウス(Soap opera classics - Umeda)に客として滞在</p> <p>※会社員(勤務先は調査中)</p> <p>※現時点で、家族構成、詳細な行動歴は不明</p>
51	60代	女性	大阪府 (大阪市)	発熱 肺炎	3/1	<p>3/6(金) ・新型コロナ受診相談センターに相談</p> <p>3/7(土) ・府内医療機関(帰国者・接触者外来)を受診</p> <p>3/8(日) ・PCR検査を実施し、検査陽性が判明</p> <p>※2/15に大阪京橋ライブハウス Arcに客として滞在</p> <p>※現時点で、家族構成、詳細な行動歴は不明</p>
52	30代	男性	大阪府 (大阪市)	無症状	—	<p>3/7(土) ・府内医療機関(帰国者・接触者外来)を受診</p> <p>3/8(日) ・PCR検査を実施し、検査陽性が判明</p> <p>※2/15に大阪京橋ライブハウス Arcに客として滞在</p> <p>※12例目の濃厚接触者</p> <p>※同居家族は本人を含めて4人(親2人、兄弟1人)</p> <p>※19、44例目の同居家族</p> <p>※現時点で、詳細な行動歴は不明</p>
53	30代	男性	大阪府 (守口市)	咳 鼻汁 肺炎	3/1	<p>3/5(木) ・新型コロナ受診相談センターに相談</p> <p>3/6(金) ・府内医療機関(帰国者・接触者外来)を受診</p> <p>3/8(日) ・PCR検査を実施し、検査陽性が判明</p> <p>※2/19にライブハウス(Soap opera classics - Umeda)に関係者として13時から22時まで滞在</p> <p>※同居家族は本人を含めて3人(親2人)</p> <p>※出勤あり(勤務先は調査中)</p> <p>※現時点で詳細な行動歴は不明</p>

54	60代	女性	大阪府 (豊中市)	発熱	2/29	3/6(金) ・府内医療機関を受診 3/8(日) ・PCR 検査を実施し、検査陽性が判明 ※41 例目の濃厚接触者(同居家族) ※仕事は、教育関係だが、2/20 以降の出勤なし ※発症(2/29)後は、自宅静養
55	20代	女性	大阪府 (八尾市)	発熱 倦怠感	3/6	3/7(土) ・府内医療機関(帰国者・接触者 外来)を受診 3/8(日) ・PCR 検査を実施し、検査陽性が判明 ※同居家族は本人を含めて成人 4 人 ※マスクは常に着用 ※仕事は、医療関係だが、発症(3/6)以降の出勤なし ※現時点で、詳細な行動歴は不明

※10 例目は、調査の結果、2/17、18 にライブハウス (LIVE HOUSE Rumio) に滞在していたことが判明
※42 例目から 55 例目の現在の症状は、軽症です。

【特記事項】

«大阪京橋ライブハウス Arc»

- 大阪京橋ライブハウス Arc に滞在していた感染者は、以下のとおりです。
 - ・大阪府 13 人 (2、6、8、9、10、12、18、32、33、34、35、51、52 例目)
 - ・他府県 14 人 (京都市 2 人、京都府 1 人、東京都 5 人、札幌市 1 名、高知県 1 人、愛媛県 1 人、神戸市 1 人、熊本県 1 人、兵庫県 1 人)
- 大阪京橋ライブハウス Arc に関係した感染者は、以下のとおりです。
 - ・大阪府 5 人 (3、4、11、19、44 例目)

«ライブハウス (Soap opera classics -Umeda) »

- ライブハウス (Soap opera classics -Umeda) に滞在していた感染者は、以下のとおりです。
 - ・大阪府 29 人 (5、7、12、13、15、16、20、21、22、23、26、27、28、29、33、34、36、37、38、
39、40、42、45、46、47、48、49、50、53 例目)
 - ・他府県 5 人 (和歌山県 1 人、栃木県 1 人、奈良市 1 人、兵庫県 1 人、長野県 1 人)
- ライブハウス (Soap opera classics -Umeda) に関係した感染者は、以下のとおりです。
 - ・大阪府 5 人 (14、24、25、30、31 例目)

«ライブハウス(LIVE HOUSE Rumio)»

- ライブハウス (LIVE HOUSE Rumio) に滞在していた感染者は、以下のとおりです。
 - ・大阪府 3 人(10、12、32 例目)

«ライブハウス(amicamura FANJ twice)»

- ライブハウス (amicamura FANJ twice) に滞在していた感染者は、以下のとおりです。
 - ・大阪府 1 人(15 例目)
 - ・他府県 1 人(兵庫県 1 人)

※これらの情報は現在把握している範囲

【参考】

- 府が報道発表済の患者数は、上記を含め、計 55 名です。

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年2月25日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 現在の状況と基本方針の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきているが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、

そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものである。

まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。国民の皆様に対しては、
2. で示す新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。また、手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いする。

2. 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- ・一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。
閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。
- ・感染力は事例によって様々である。一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある

一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない。

- ・発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い。また、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。
- ・罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。
- ・インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。
- ・一方、治療方法については、他のウイルスに対する治療薬等が効果的である可能性がある。

3. 現時点での対策の目的

- ・感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- ・重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
 - ・発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供
 - ・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底
 - ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
 - ・感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等の呼びかけ 等
- ② 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。
- ③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

- ④ 感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑤ 国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

(2) 国内での感染状況の把握 (サーベイランス (発生動向調査))

ア) 現行

- ① 感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める PCR 検査を実施する。
患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。
- ② 地方衛生研究所をはじめとする関係機関（民間の検査機関を含む。）における検査機能の向上を図る。
- ③ 学校関係者の患者等の情報について都道府県の保健衛生部局と教育委員会等部局との間で適切に共有を行う。

イ) 今後

- 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のための PCR 検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

(3) 感染拡大防止策

ア) 現行

- ① 医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。

地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。

- ② 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。
- ③ 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が継続的に増えている状況では、
 - ・ 積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。
 - ・ 一方で、地域の状況に応じて、患者クラスター（集団）への対応を継続、強化する。
- ② 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

(4) 医療提供体制（相談センター／外来／入院）

ア) 現行

- ① 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応を行う。
- ② 感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになる。このため、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。
- ③ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともにPCR検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。
- ④ 今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。
- ⑤ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行うとともに、治療法・治療薬やワクチン、迅速診断用の簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナ

ウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる（なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関（例：透析医療機関、産科医療機関等）を事前に検討する。）。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

- ② 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。
- ③ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。
- ④ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大

防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

(5) 水際対策

国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する。

一方で、検疫での対応については、今後、国内の医療資源の確保の観点から、国内の感染拡大防止策や医療提供体制等に応じて運用をシフトしていく。

(6) その他

- ① マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者
に要請する。
- ② マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、
過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者
に冷静な対応を呼びかける。
- ③ 国際的な連携を密にし、WHO や諸外国の対応状況
等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた
知見を積極的に WHO 等の関係機関と共有し、今後の
対策に活かしていく。
- ④ 中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入
れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ⑤ 患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組
を行う。

- ⑥ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。
- ⑦ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5. 今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。なお、対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進めることとする。

事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ、都度、方針を更新し、具体化していく。